

第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 8 月 17 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席 部 会 委 員 たぐち 6 田口 よしのり 慶則・むくした 7 椋下 たもつ 保・みやもと 14 宮本 まさはる 政春・もりやま 15 守山 たかゆき 孝之
なかたに 16 中谷 ひでや 秀也・にしもり 17 西森 よしのり 偉統・ゆうき 18 結城 しんぞう 晉三・もろと 20 諸戸 よしあき 善昭
かたおか 23 片岡 まさいく 眞郁

以上 9 名

欠 席 部 会 委 員 なかの 22 中野 こ たつ子

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹
美杉：前山主査

議 事 録 署 名 者 にしもり 17 西森 よしのり 偉統・ゆうき 18 結城 しんぞう 晉三

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第8回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は中野委員の1名で出席委員数は9名でございます。 議事録署名者を指名させていただきます。 17番 西森委員、18番 結城委員、よろしく申し上げます。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。よろしく申し上げます。</p>
事 務 局	<p>すみません。それでは、議案書のまず1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から6で、合計件数6件、合計面積が5,991㎡、内訳としまして田が4,708㎡、畑が1,283㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 2ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1の1件で、面積は2,148㎡、内訳としまして田が1,368㎡、畑が780㎡でございます。 これにつきましては、相続の届出でございます。 3ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1が共同住宅用地 番号2が宅地造成 以上、件数は2件で、合計面積は1,516㎡、このうち畑が1,450㎡、その他ですが、これは台帳地目が山林となっております農地ということで、66㎡でございます。 4ページをお願いいたします。 報告第4号 時効取得による所有権の移転についてでございます。 番号1、権利者 _____、申請地は畑で、396㎡です。取得年月日が昭和56年7月3日でございます。 件数はこの1件で、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、時効取得が完成しております。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。 よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局から報告がありましたとおりですので、よろしく申し上げます。 それでは、議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。 事務局、よろしく申し上げます。</p>

事務局 議案書のほうは5ページになります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積7,964㎡ 渡人（有） _____ 代表取締役 _____、面積855㎡ 申請地 中村町国主谷 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積205㎡外4筆ございまして、合計面積で855㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から贈与を受けるものでございます。

件数はこの1件で、内訳としましては田が737㎡、畑が118㎡でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。去る8月8日の日に諸戸部会長、地元推進委員、事務局職員と私とで現地確認をさせていただきました。場所は _____ にある _____ の前を走る国道165号線より、西へ約250m行ったところでございます。事務局説明のとおり何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。お願いいたします。

事務局 議案書6ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居明神町東横山 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積2,093㎡のうち306㎡外1筆で、合

計面積で673㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は293.4㎡、設置率は転用面積の43.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川戸木 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積363㎡。

これにつきましては、昭和5年ごろに申請地に居宅を建築し、その後増築などをされておりまして、始末書の提出がありますことから、一般個人住宅として追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は1,036㎡、このうち田が669㎡、畑が367㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、現地で立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。先日、8日の日に現地確認させていただきました。地元推進委員、事務局職員、棕下委員、諸戸部会長、私とで行いました。場所は、_____から北へ約100mのところですか。隣が_____になっています。別に何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。8日の日に地元推進委員、事務局、私、行政書士とで現地を確認いたしました。申請者はこの申請地に家を建てたいということですが、始末書が提出されています。この始末書については、昭和5年頃に建造物が建築され、昭和52年頃に増築、昭和62年頃に物置を建築した内容となっています。よろしくお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>申し訳ありません。次の議案第3号でございますけれども、申請されております案件のうち、番号3と番号6の2件につきましては、以前の許可の取り消しを認めていただいた上で、改めての許可申請ということになります。</p> <p>それで、議案第4号、この後の議案ですけれども、こちらで許可の取消願が出ておまして、こちらのほうをお認めいただいた上で議案第3号のご審議をしていただきたいと考えております。まずは以前した許可を取り消した上で、新たな許可についての申請をご審議いただきたいというふうに考えておりますので、まず、8ページの議案第4号のほうを説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p>
議 長	8ページですね。
事 務 局	<p>はい。それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区川合、受人（株）_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町庄村屋戸_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積233㎡外1筆で、合計面積が590㎡。</p> <p>これにつきましては、本年5月17日に許可をした案件ですが、事業主及び転用目的変更のため許可の取消願が提出されております。</p> <p>続きまして、番号2です。地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口城ノ前_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積76㎡外2筆で、合計面積603㎡。</p> <p>これにつきましても、同じく本年5月17日に許可をした案件でございますけれども、事業主を変更するという事で許可の取消願が提出されております。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は畑で1, 193㎡でございます。</p> <p>許可の取消について、まずこちらのほうのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>1番、お願いします。</p>
片岡委員	23番、片岡でございます。先ほど事務局のほうから説明のあったとおりでございますけれども、現地調査当日は守山会長、諸戸部会長、宮本委員、事務局と立ち会いのもと確認をさせていただきました。内容深いものでありますけれども、十分ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2番、お願いします。</p>
中谷委員	16番、中谷です。8日に西森委員、私、地元推進委員、総合支所の担当者

で確認してまいりました。場所は_____の東50mほどです。事務局の説明どおり事業主の変更ということなので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については承認することと決定したいと思います。
それでは、第3号についてお願いします。

事務局 それでは、議案書7ページのほうに戻っていただきまして、議案第3号のほう、先ほど取り消しをしていただいた分を含めて新たな申請が出ておりますので、ご審議のほうよろしくお伺いしたいと思います。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町上鴻野_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積396㎡外1筆で、合計面積594㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建設工事用の資材置き場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 森町下新田_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積472㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地及び車庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町庄村屋戸_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積233㎡外1筆で、合計面積590㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、受人 _____ (株) 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻スタ_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積351㎡外3筆で、合計面積1,492㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口上野1663番2、台帳地目・現況地目とも田で、面積813㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光パネルと関連資材及び農業用の資材置き場用地とするものです。

なお、太陽光パネルと関連資材につきましては _____ のもので、申請地を _____ に貸し付けることから、この8月14日、白山総合支所におきまして、資材置き場の使用について、譲受人兼貸人と借受人、それから支所担当職員との間で打ち合わせをしていただきまして、了承をしていただいております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、受人 _____ 協同組合 理事長 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口城ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積76㎡外2筆で、合計面積603㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は360.72㎡、転用面積の59.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で、合計面積は4,564㎡、このうち田が3,173㎡、畑が1,391㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元の委員のご意見をお伺いします。

1番、2番。

椋下委員

7番、椋下でございます。これも8月8日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで現地確認をさせていただきました。場所は久居、 _____ の北約200mのところでございます。事務局説明のとおり何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

それから、2番目の件でございますが、これも8日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで現地を確認させていただきました。場所は _____ から南へ約100mのところでございます。事務局説明のとおり何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長

ありがとうございます。

3番、お願いします。

片岡委員

23番、片岡でございます。3番と4番説明させていただきます。

まず3番は、先ほど事務局からありました8ページのこの取消願の関係で、改めて申請になった分でございます。8月8日の日に守山会長、宮本委員、事務局、地元推進委員の立ち会いのもとで確認をさせていただきました。事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、4番でございます。これも同じく8月8日の日に守山会長、宮本

委員、事務局、地元推進委員で確認をさせていただきました。事務局の説明どおりでございますので、どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
5番、6番をお願いします。

中谷委員 16番、中谷です。まず5番ですけれども、8日の日に西森委員、私、地元推進委員、総合支所の担当で確認をしてまいりました。場所は_____から東へ約1kmのところにあります。この土地は、残念ながら以前より、荒れておりまして、これまでは受人の_____が耕作者という形にはなっておりまして、けれども、高齢でもう耕作もできない状態となっております。

太陽光パネルの資材置き場ということで、_____がこの土地を買われて利用するという申請が上がっております。

6番ですけれども、議案4号で取り消されました件でございます。_____より、東へ約50mのところにあります。これは事務局の説明どおり何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。お願いします。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借人（株）_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 久居井戸山町東興_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積210㎡外3筆で、合計面積673㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の賃貸借権を設定し、申請地を事業所用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人（有）_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 戸木町南川原_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積492㎡外4筆で、合計面積で3,576㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申

請地を砂利採取用地として一時転用するものです。

農地区分につきましては、農業振興地域農用地区域内農地になります。

番号3、地区 久居、借人 (有) _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 戸木町南川原_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積1, 295㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に3年間の賃貸借権を設定し、申請地を砂利採取に伴う資材置き場用地として一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地になります。

番号4、地区 大三、借人 _____ 協同組合 理事長 _____、貸人 _____、申請地 白山町二本木向下_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積211㎡外3筆で、合計面積1, 049㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は420.84㎡、転用面積の40.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で、合計面積は、畑で6, 593㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、3番。お願いします。

田口委員

6番、田口です。先日、8日の日に現地確認してまいりました。諸戸部会長、椋下委員、事務局職員、私、地元推進委員で行ってまいりました。

場所は、_____より東へ約500m行ったところに三差路の信号があり、この信号より北へ約50m行きます。_____の駐車場と聞いておりますので、問題ないと思います。

2番、3番ですけれども、場所が隣接しています。_____から南約1kmのところですか。これも8日の午後、会長、部会長、地元推進委員、事務局と見てまいりました。場所は_____のすぐ隣です。これも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

4番、お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。8日の日に守山会長、諸戸部会長、事務局3名と西森、中谷、それと地元推進委員と総合支所の担当者で確認をしてまいりました。

場所は_____の南東にある在所の一角です。特に問題はないのですけれども、現場が排水路側に向かってやや高くなっているような状態でしたので、造成する際調整するよう指導してまいりました。そのほかにつきましては、事務局の説明どおり何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。</p>
事 務 局	<p>10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町沓掛_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積495㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第1種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町八太松原_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積433㎡。</p> <p>これにつきましては、永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は928㎡、このうち田が433㎡、畑が495㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。</p>
棕下委員	<p>7番、棕下です。これも8月8日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで現地確認をさせていただきました。場所は、これも_____より東へ約100mのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2番、お願いします。</p>

片岡委員	23番、片岡でございます。これも8月8日の日に守山会長初め宮本委員、事務局、地元推進委員のもとで現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないということで確認をしておりますので、十分ご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事務局	11ページをお願いいたします。 議案第7号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居明神町柏尾_____ 台帳地目 畑、現況地目 山林、面積2,006㎡外5筆で、合計面積が9,825㎡です。 これにつきましては、提出いただいております平成4年10月22日に国土地理院が撮影されました航空写真によりまして、申請地はこのとき既に山林化していることが確認できます。 続きまして、番号2、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居明神町柏尾_____ 台帳地目 畑、現況地目 山林、面積201㎡。 これにつきましては、同じく平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真によりまして、申請地はこのとき既に山林化していることが確認できます。 続きまして、番号3です。地区 久居、願出者 _____、申請地 久居明神町八丁山_____ 台帳地目 畑、現況地目 山林、面積1,656㎡。 これにつきましても、先ほどと同じく平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真で、申請地はこのとき既に山林化していることが確認できます。 番号4、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居明神町柏尾_____ 台帳地目 畑、現況地目 山林、面積171㎡外3筆で、合計面積3,598㎡。 これにつきましても、同じく平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真で、このとき既に山林化していることが確認できます。 番号5、地区 久居、願出者 亡き _____、相続人 _____、申請地 久居明神町柏尾_____ 台帳地目 畑、現況地目 山林、面積991㎡。 これにつきましても、同じく平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真で、このとき既に山林化していることが確認できます。

続きまして、番号6、地区 波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬黒杭_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積376㎡。

これにつきましては、津地方法務局発行の建物の全部事項証明書によりまして、申請地には昭和48年に居宅が建築されていることが確認できます。

以上、件数は6件で、合計面積は1万6,647㎡、このうち田が1,001㎡、畑が1万5,646㎡です。

いずれの案件につきましても、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番から5番、お願いします。お願いします。

田口委員 6番、田口です。先ほどと同様、諸戸部会長初め会長、事務局職員、地元推進委員、本庁の事務局と現地確認してまいりました。1番から5番まで場所は同一になりまして、場所は先月の7月に一度、皆さんで現場へ行っていただいた_____のところですので、これ全部、あれからまだちょっと奥のほうをするみたいです。これも別にきちっと整理してもらいますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
6番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。8日の日、守山会長、私と片岡委員、それから地元推進委員立ち会いのもとで確認をさせていただきまして、家が建っておりました。
_____の担当の方の説明を受けました。一応もう建っているものですから、何ともしようないでしょう。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 そしたら、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することと決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法

第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別にお配りしております資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださいと思います。

下の合計欄のところで説明をさせていただきます。

まず、久居地区でございます。田の賃貸借、使用貸借で1万8,120㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,370㎡、契約件数は6件でございます。

一志地区につきましては、集積はございませんでした。

白山地区につきましては、田の使用貸借で3,242㎡、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2万1,362㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で5,370㎡、契約件数は合計7件、合計面積が2万6,732㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積につきましては久居地区の2件で、面積は1万579㎡でございます。

今回の利用集積計画のうち、件数では28.6%、面積では39.6%が認定農業者の方に集積をされたということになります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見がありましたらお願いしたいんですが。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。これに異議なしとさせていただきますよろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

これもちまして、第8回第2農地部会を閉会します。

午後2時39分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

平成29年8月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____